

岩手県告示第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨釜石市長から次のとおり通知があった。

平成24年7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 釜石市片岸・鵜住居、東部・嬉石・松原及び平田地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年7月15日から同年10月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量及び現地測量）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 釜石市佐須、本郷、小白浜、唐丹片岸、荒川及び大石地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年5月21日から同年10月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 3（1） 公共測量を実施する地域 釜石市仮宿、桑ノ浜、両石、水海及び尾崎白浜地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年5月21日から同年10月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）